

新卒者支援施策の更なる充実について

「新卒者を対象にトライアル雇用を行う事業主の方への奨励金、
新卒枠で既卒者を採用する事業主の方への奨励金を創設します！」

厚生労働省職業安定局 派遣・有期労働対策部若年者雇用対策室

1 はじめに

今春卒業の新卒者の就職内定率は、大卒者が91・8%、高卒者が93・9%となっており、厳しい状況となっています。また、就職が決まらないまま卒業した方も、大学等新卒者で約6・6万人、高校新卒者で約0・9万人となっており、合わせて約7・5万人にのぼっています。

こうした中、新卒者の本年4月に就職できなかった方への就職支援及び来年の新卒者の就職支援・雇用確保について、政府横断的な取組として強力に推進するため、9月10日に「新成長戦略実現に向けた3段階の経済対策」が閣議決定されました。

厚生労働省としては本対策に基づき、新卒者に対するきめ細かな就職支援を集中的に実施するとともに、企業の方への奨励金の創設等により、既卒者の方などの雇用の機会を広げていた

べく、取組を進めてまいります。

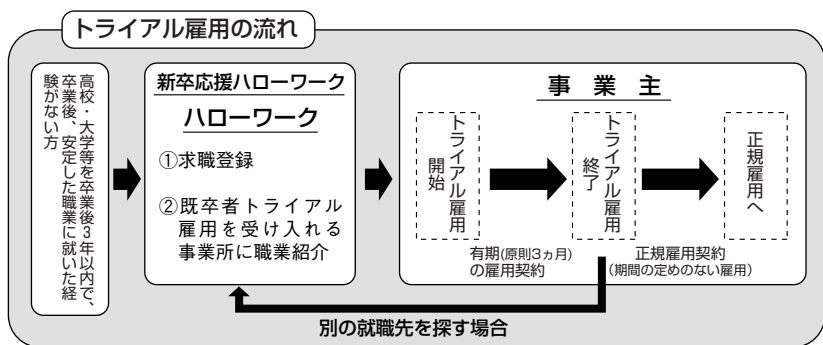
ここで、厚生労働省において企業の方にもぜひご活用いただきたい新たな取組をご紹介します。なお、詳細については、お近くの都道府県労働局、ハローワークまたは新卒応援ハローワーク(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houou/29852000000sfzimg/2r9852000000stec.pdf>)にお問い合わせください。

2 「3年以内既卒者」トライアル雇用奨励金

卒業後も就職活動を継続中の新卒者の方（高校・大学等を卒業後3年以内の方）を正規雇用へ向けて育成するために、まずは有期雇用（原則3カ月）で雇用し、その後、正規雇用に移行させた事業主の方に「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」を支給します。

●支給対象事業主

既卒者トライアル求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提



※ 既卒者トライアル雇用の対象となる求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、トライアル雇用を受け入れた事業主には、トライアル雇用終了後に最大30万円、また、トライアル雇用終了後に正規雇用した場合、雇入れから3ヵ月経過後に50万円が支給されます。

出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、原則3カ月の有期雇用として雇い入

れ、その後に正規雇用で雇い入れた事業主。

●対象者

・平成20年3月以降の新卒者（中学校、高校、高専、大学（大学院、短大を含む）、専修学校）で就職先が未決定の方

・卒業後安定した職業に就いた経験がない方

・40歳未満の方

※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行う必要があります。

●支給額

・有期雇用期間（原則3カ月）：対象者1人につき月額10万円（最大30万円）

・有期雇用終了後の正規雇用での雇入れ：対象者1人につき50万円（雇入れ3ヵ月経過後に支給）

3 「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」

卒業後3年以内の大学等の既卒者の方を対象とする新卒求人を提出し、既卒の方を正規雇用する事業主の方に対し、ハローワークにおいて「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」を支給します。

●支給対象事業主

卒業後3年以内の大卒者等を対

象とする求人をハローワークまたは新卒応援ハローワークに提出し、ハローワークまたは新卒応援ハローワークからの紹介により、卒業後3年以内の大学卒者等を正規雇用として雇い入れた事業主

●対象者
平成20年3月以降、大学、大学院、短大、高専及び専修学校等を卒業後3年以内の既卒者で、1年以上継続して同一の事業主に正規雇用された経験がない方

※ ハローワークまたは新卒応援ハローワークに求職登録を行う必要があります。

●支給額

正規雇用での雇入れから6カ月経過後に、100万円

※ 奨励金の支給は同一事業主に1回

(100万円) 限りとなります。

4 「新卒者企業実習推進事業(新卒インターンシップ事業)」

学生が、企業についてのイメージを持ち、採用意欲の高い中小企業に目を向け、応募企業や職種の範囲を広げて円滑に就職活動を行うことができるよう、応募前に企業実習を行うことができる機会を設け、中小企業と学生のマッチングを促進します。

●対象企業

・ハローワークに求人を提出している事業所(提出予定事業所含む)

●対象学生

・卒業年次またはそれ以降の在学生
・卒業後3年以内の既卒者(平成20年3月以降の卒業生)

●実習期間

・10日程度

●受入事業主への謝金の支給

・実習期間及び受入人数に応じて謝金を支給

5 「青少年雇用機会確保指針」の改正

雇用対策法に基づく「青少年雇用機会確保指針」を改正し、卒業後3年間は新卒として応募できるようにすることを盛り込み、既卒者の方の新卒枠での採用が促進されるよう経済団体等に要請します。

6 ハローワークにおける新卒者の就職支援の強化

全都道府県労働局にハローワーク、地方公共団体、労働界、産業界、学校等の関係者を構成員とする「新卒者就職応援本部」を設置し、地域の実情を踏まえた就職支援を実施しています。

また、ハローワークにおいては、

新卒者支援の強化のため、全都道府県労働局に新卒者専門の「新卒応援ハローワーク」を設置し、新卒者の方の就職支援を行う大卒・高卒就職ジョブサポーターを倍増配置し、きめ細かなマッチングを行っています。

さらに、ハローワークが行う面接会や、「新卒応援ハローワーク」において、内定を得られず心理的な問題を抱える新卒者の方に対し、臨床心理士による

新卒応援ハローワークの設置による既卒者等への就職支援の強化

各都道府県労働局に、「新卒応援ハローワーク」(学生及び既卒者の就職を支援する専門のハローワーク)を設置し、大卒就職ジョブサポーターによる全国ネットワークの就職支援を行う。

業務内容 卒業後3年以内の既卒者を重点に、以下の内容を実施。

- ①大学等との連携による支援(大学担当者制の導入)
 - ・定期的な出張相談
 - ・大学等と連携した就職面接会の実施
 - ・大学の就職支援担当者への支援
 - ・保護者に対する相談等の支援(啓発文の送付等)
- ②中小企業とのマッチングの強化
 - ・ジョブサポーターの事業所訪問により、希望する人材像を把握し、個別に求職者を選定しマッチング
 - ・ジョブサポーターが訪問した企業の詳細情報をまとめた冊子の配布
- ③就職までの一貫した担当者制支援の充実
- ④他地域での就職を希望する利用者への支援
- ⑤臨床心理士等による心理的サポート
- ⑥求人開拓の強化
- ⑦3年以内既卒者(新卒扱い)採用拡大奨励金及び3年以内既卒者トライアル雇用奨励金の活用による既卒者の就職促進



応募先の選定等就職活動の進め方についての相談を実施



求人検索コーナーでは、インターネットにより全国の学卒求人情報を提供

心理的サポートを実施しています。

この他、大学等とハローワークが一体となった面接会の共催等の就職支援、大学等の就職支援担当者向けメルマガの発行、大学等の就職担当者や保護者等の関係者への啓発文等の送付による働きかけの実施、新卒者に対する地域の中小企業PRのための地元企業を活用した高校内企業説明会の実施などに取り組んでいます。